

令和7年度 決算報告（概要）

全体概況

「当組合の令和7年度がどうであったか」について、限られた紙面ではありますが、なるべく実態が伝わるよう、報告します。

●**マイナ保険証** …従前の保険証が1年間の猶予期間を経て令和7年12月1日以降から無効となることに伴う混乱を避けるため、対象の被保険者2658人に対し、有効期限を令和8年3月31日とした資格確認書を昨年11月1日に職権により一括交付し、所属の会社経由で配布しました。これに合わせるように、同日以降の通常の申請手続による資格確認書については有効期間3か月として交付しております。直近では今年4月～6月の資格確認書交付者数が339人であったことも考慮に入れますと2千人超の加入者がマイナ保険証に移行していないものと思われます。当組合としては、これまで同様、マイナ保険証に移行することのメリットを組合HPやLINE公式アカウントを通して発信し続けてまいります。

●**被保険者数と平均年齢** …被保険者数は、前年度の減少（設立来初）から一転、増加となりました（過去最高…令和5年度の8982人）。これに対し、被保険者の平均年齢は、令和元年度の35.1歳から6年連続で上昇、39.15歳となりました。

●**医療費適正化** …当組合にとって高いハードルが更に高くなってきています。新卒入社で長期雇用者が殆どを占める組合であれば、平均年齢は定年退職者と新卒入社者とで相殺されるため右肩上がりにはなりません。医療費も同様で、例えば、加入した月に脳梗塞で手術入院したために組合が高額な保険支払をすることは通常は起きないです。このようなことが、当組合では毎年のように起きている現実があります。年間の保険給付費の被保険者1人当たり支出額は、4年連続上昇後の低下（設立来初）から増加に戻り、過去最高の154,487円となりました。

●**特定健診・保健指導 と高齢者納付金** …「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上の加入者を対象に実施が義務化されております（特定健診…被保険者については事業主健診で代替）。令和7年度の当組合の実施率は、今年10月に厚労省に提出するデータで確定しますが、特定健診が80%、特定保健指導は2%となる見通しです。当組合は特定保健指導を受けた人の比率が全国1300の健保組合の平均を大幅に下回ることからペナルティー加算の対象となり、令和10年度の後期高齢者支援金に約4千万円加算される見込です。主因は、生活習慣病リスクの高い中途採用者の増加にあります。設立初年度である令和元年度からの伸び率を見ますと、被保険者数が106%であるのに対し、特定保健指導の対象者数は222%と2倍超です。対象となった方は、予期せぬ心筋梗塞等で退職を余儀なくされるリスクからご自身を守るためにも、ご自身が組合財政の圧迫要因とならないためにも、自己負担額ゼロの特定保健指導をご活用ください。

決算概況

（**一般勘定**）経常収入（収入総額から健康保険組合連合会に全額を拠出する調整保険料と同連合会からの財政調整事業交付金を除いた額）から経常支出（支出総額から上記の財政調整事業拠出金を除いた額）を差し引いた経常収支では、3億5,546万円（予算比232%）の黒字決算となりました。

（**介護勘定**）国に代わって健保組合が徴収した保険料を納付金として国に納めるための勘定です。収支差は4,558万円（予算比410%）となりました。これは、第2号被保険者数（被扶養者である第2号被保険者を除く）・平均標準報酬月額・標準賞与額のいずれもが予算で想定した数値を上回ったことによるものです。

（**一般勘定**）

【基礎数値】

		前年度末実績 (2025.3)	本年度末実績 (2026.3)	年間平均
被保険者数	男	2,647人	2,647人	2,668人
	女	5,876人	6,190人	6,045人
	計	8,523人	8,837人	8,713人
平均標準報酬月額	男	278,203円	288,674円	279,859円
	女	269,553円	286,062円	271,810円
	平均	272,318円	286,868円	274,339円
標準賞与額（年合計）		2,176,732千円	2,962,064千円	－

収入内訳（決算）

支出内訳（決算）

【収入の部】

(単位：千円)

	決 算	予 算	差（決算－予算）
一般保険料収入	3,035,744	2,709,960	325,784
調整保険料収入	40,556	36,208	4,348
国庫負担金収入	1,045	1,000	45
その他収入	27,653	30,314	2,661
経常収入	3,052,369	2,723,268	329,101
収入合計	3,104,998	2,777,482	327,516

被保険者1人当たり収入

(単位：円)

	決 算	予 算	差（決算－予算）
被保険者1人当たり収入	356,364	330,653	25,711

【支出の部】

(単位：千円)

	決 算	予 算	差（予算－決算）
事務費	69,207	82,175	12,968
保険給付費	1,346,049	1,387,322	41,273
納付金	1,249,938	1,064,571	185,367
保険事業費	29,603	33,818	4,215
財政調整事業拠出金	39,324	36,209	3,115
その他支出	2,629	10,206	7,577
経常支出	2,696,823	2,406,907	289,916
支出合計	2,736,750	2,614,301	122,449

被保険者1人当たり支出

(単位：円)

	決 算	予 算	差（予算－決算）
被保険者1人当たり支出	314,100	311,226	2,874

【収支】

(うち経常収支)

(単位：千円)

	決 算	予 算	差（決算－予算）
経常収支	368,248	163,181※	205,067
経常収支	355,546	316,361	39,185

(※予備費)

※赤字の数値は、収入においては決算が予算を下回ったこと、支出においては決算が予算を上回ったことを表しております。

（介護勘定）

【基礎数値】

	前年度末実績 (2025.3)	本年度末実績 (2026.3)	年間平均
介護保険第2号被保険者数たる被保険者	3,329人	3,578人	3,481人
保険料収入対象平均標準報酬月額	278,314円	289,823円	279,481円
標準賞与額（年合計）	694,023千円	1,017,260千円	－

	事業主	被保険者	合計
介護保険料率	0.981	0.981	1.962

（単位：％）

【収入の部】

	決 算	予 算	差（決算－予算）
介護保険料収入	252,265	217,828	34,437
一般勘定受入	0	8,000	8,000
その他収入	42	4	38
収入合計	252,307	225,832	26,475

（単位：千円）

【支出の部】

（単位：千円）

	決 算	予 算	差（予算－決算）
介護納付金	206,720	206,720	0
一般勘定繰入	0	8,000	8,000
その他支出	0	3	3
支出合計	206,720	214,723	8,003

【収支】

（単位：千円）

決 算	予 算	差（決算－予算）
45,587	11,109※	34,478

（※予備費）

決算残金

一般勘定・介護勘定とも【収支】に記載の金額です。保有方法については、一般勘定は別途積立金として、介護勘定は法定準備金として、全額を取引銀行の定期預金に預け入れることで組合会承認されました。一般勘定については、令和8年度以降も準備金保有率100％（準備金の額が保険給付費2か月分と納付金1か月分の合計額と同じ）維持が困難にならない限り、継続的に決算残金を別途積立金として定期預金に預入していく予定です。

決算残金処分後の準備金（一般・介護）

（単位：千円）

法定準備金	勘 定	準備金
	一般勘定	973,113
	介護勘定	197,148
（準備金保有率）		350.88%

（単位：千円）

別途積立金	勘 定	積立金
	一般勘定	1,242,176

【各科目についての説明】

（収入の部）	一般保険料収入 調整保険料収入 国庫負担金収入 その他収入	被保険者と所属先の各事業会社と折半で納めて頂きます。組合収入全体の98％を占めます。 一般保険料と共に各事業会社と折半で納めて頂いた後、健康保険組合連合会に対し、財政調整事業拠出金として納めます。 健康保険の事務の執行にかかる費用について、国が各組合に対し、被保険者数に基づき算出した金額を支払うものです。 財政調整事業交付金を含んでおります。
（支出の部）	事務費 保険給付費 納付金 保険事業費 財政調整事業拠出金 その他支出 予備費	組合事務所の家賃やホームページの制作・運用費など、日々の組合運営にかかる費用です。 加入者の医療費（外来・入院）や薬代の組合負担分その他、産休取得時の出産手当金、分娩費用として（家族）出産育児一時金等があります。 高齢者医療を支えるための費用です。前期高齢者納付金として6億595万円、後期高齢者支援円として6億4399万円を納めました。 加入者の健康保持増進のための健診や特定保健指導に対する補助、ならびに健診予約システム利用料等が該当します。 当該年度分の調整保険料を健康保険組合連合会に納めます。連合会からは、財政の厳しい組合や高額な医療費を支払った組合に対し、交付金が支払われます。 主なものとして、上部団体である健康保険組合連合会（東京本部と大阪支部）の年会費があります。 健保組合の会計科目が大中小の順に款項目と分類されており、款同士での予算流用が禁じられているため、当該款内での予算が払底したときに限って充当できる予算です。
（決算残金）	法定準備金 別途積立金 委託金	健保組合は毎事業年度末において100％に達するよう、優先的に積み立てることが義務付けられています。（健康保険法施行令第46条） 法定外。通年で支出が収入を上回ることが見込まれた場合、その差額補てんのため、組合会議決を経た上で予算に繰入計上することができます。 保険請求支払を集約管理している社会保険診療報酬支払基金の各保険医療機関に対する支払に支障が生じないよう、健保組合・共済組合が預託しております。